

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 2 4 日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者
登録水質検査機関

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に関する
質疑応答集の公表について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日付け厚生労働省告示第 261 号）について、今般質疑応答集をとりまとめ、国立医薬品食品衛生研究所のウェブサイト（<https://www.nihs.go.jp/dec/section3/qa/index.html>）に掲載しましたので、お知らせします。
なお、本質疑応答集の内容については、必要に応じて適宜追加等行う予定です。

【担 当】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
水道水質管理室 関塚
メール：suishitsu@mhlw.go.jp